

平成27年度産学官連携支援事業委託事業
「産学官連携リスクマネジメントモデル事業
(技術流出防止マネジメント)」

委託業務成果報告書

平成28年3月31日

三重大学

様式第20

本報告書は、文部科学省の平成27年度産学官連携支援事業委託事業による委託業務として、国立大学法人三重大学が実施した平成27年度産学官連携支援事業委託事業「産学官連携リスクマネジメントモデル事業（技術流出防止マネジメント）」の成果を取りまとめたものです。

目 次

1. 三重大学の基本情報	・・・	3
2. モデル構築・実施について	・・・	5
2-1. モデル構築の基となった大学のビジョン	・・・	5
2-2. モデルの構築に当たって注意した点	・・・	5
2-3. 構築したルール	・・・	6
2-4. 構築した体制	・・・	7
2-5. 構築したシステム	・・・	9
2-6. モデルにより運用された件数	・・・	10
2-7. 学生の教育	・・・	11
2-8. 把握した事例、情報	・・・	12
2-9. 5つの方向性への対応	・・・	15
3. モデルの改善について	・・・	19
3-1. 得られた知見、提言	・・・	19
3-2. 実践して得られた課題および平成28年度に向けた改善点	・・・	20
3-3. 平成28年度の展開	・・・	21
4. モデルの普及について	・・・	22

1. 三重大学の基本情報

三重大学（以下、「本学」という）は、図1に示す部局構成図のように、5学部（人文学部、教育学部、医学部、工学部、生物資源学部）、6研究科（人文社会学研究科、教育学研究科、医学系研究科、工学研究科、生物資源学研究科、地域イノベーション学研究科）、教養教育機構、学内共同教育研究施設（社会連携研究センター、生命科学研究支援センター、国際交流センター、総合情報処理センター、高等教育創造開発センター、学生総合支援センター、国際環境教育研究センター等）からなる三重県内唯一の国立総合大学である。また、医学部附属病院、教育学部附属教職支援センター、教育学部附属学校園、生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター、生物資源学研究科附属練習船勢水丸といった附属施設も要している。

各部局別の構成員数（平成27年5月1日現在）を表1に示す。

表1 部局別構成員数

	教授	准教授	講師	助教	小計	職員
教養教育機構	12人	3人	2人		17人	
人文学部	36人	29人	1人		66人	7人
教育学部	54人	26人	6人		86人	18人
大学院医学系研究科	35人	25人	17人	44人	123人	8人
医学部	9人	10人	2人	23人	44人	
医学部附属病院	5人	13人	50人	115人	183人	695人
大学院工学研究科	46人	42人	3人	20人	111人	34人
大学院生物資源学研究科	54人	36人	2人	10人	102人	47人
大学院地域イノベーション学研究科	5人	1人			6人	2人
学内共同教育研究施設	6人	12人	1人	9人	28人	11人
事務局等						194人
合計	264人	197人	84人	221人	774人	1016人

三重大学



図 1 部局構成図

2. モデル構築・実施について

2-1. モデル構築の基となった大学のビジョン

本学は、「地域に根ざし、世界に誇れる独自性豊かな教育・研究成果を生み出す。」ことを基本的な目標としている。その上で、教育、研究、社会貢献、情報化、国際化、組織の6項目について基本理念を掲げており、そのうち「社会貢献」については「教育と研究を通じて地域作りや地域発展に寄与するとともに、地域社会との双方向の連携を推進する。」ことを目的としている。この目的を達成するために、「地域が抱える根源的な課題を自治体、産業界と共に解決する知の拠点」として、

- ・社会連携研究センター（三重大学の産学連携活動の企画・運営、知財管理を行う中核機関、平成16年度設置）
- ・大学院地域イノベーション学研究科（産業界・自治体と連携した人材育成と技術開発に特化した大学院、平成21年度設置）
- ・地域戦略センター（地域自治体への政策提言と地域活性化プロジェクトの実行組織、平成24年度設置）

等の学内組織を設置し、地域の課題解決のための政策提言と政策実現のための施策（地域活性化プロジェクト）を本学が総力を挙げて取り組む仕組み（地域課題解決の三重方式）を作り上げ、推進している。

また、本学における知的財産・知的財産に係る活動の意義・目的を「教員の研究の活性化に資すること」と捉えており、そのために知的財産（特許、営業秘密を含む）を核にした産業界との連携、共同研究等の実施を推進している。

上記取組の成果として、「同一県内中小企業との共同研究件数：全国2位」、「同一県内企業・地方公共団体との共同・受託研究件数：全国14位」、「同一県内企業・地方公共団体との共同・受託研究受入額：全国28位」（いずれも出典は、平成26年度大学等における産学連携等実施状況について（文部科学省））という実績が得られている。

この特長を活かし、地域中小企業との連携においても運用できる産学官連携リスクマネジメントモデルを構築することが本学の使命と考える。

2-2. モデルの構築に当たって注意した点

本学は、平成27年度産学官連携支援事業委託事業「産学官連携リスクマネジメントモデル事業（技術流出防止マネジメント）」に採択された大学の中で唯一の地域圏中規模大学であるため、全国の国立大学の大半を占める地域圏中規模大学のモデル大学となり、「地域圏中規模国立大学が導入可能なモデル」を構築する必要がある。地域圏中規模大学の課題の一つとして、リスクマネジメントも含めた産学官連携活動全般にかかる予算や人員が潤沢でないということが挙げられる。従って、コンパクトな設計で必要なマネジメントを確実にを行い、最大の効果を発揮するというモデルを構築する必要がある。

リスクマネジメントモデルの構築にあたってはまず現状を正しく把握し、現実に即したシンプルな体制とし、適切なルール・運用体制となるよう注意した。

2-3. 構築したルール

平成27年11月5日に開催した大学改革推進戦略会議および、平成27年11月18日に開催した教育研究評議会において、営業秘密管理ポリシーおよび規程を策定することを全学に周知した。その後営業秘密管理ポリシーおよび規程の素案を作成し、平成28年度に策定する予定である。

また、平成27年12月24日付けで安全保障輸出管理規程を策定した。本規程の特徴として、「基礎科学分野の研究活動における技術の提供・取引」も対象とし、第3条に「職員等及び学生等が本学における教育，研究その他の活動として行うすべての取引に関する業務に適用する。」と明記した。

2-4. 構築した体制

産学官連携リスクマネジメントに係る地域圏大学の特長として、学長等のリーダーシップの元でのマネジメントが容易、学長等とマネジメントの場が非常に近い、教員とマネジメント人材が一体となった活動が可能、といったことが挙げられる。これらの特長を活かして構築するマネジメントモデルを図2に示す。

この体制では、全学研修会、新任教員研修会、OJTを通じて教員のリスクマネジメント（営業秘密管理、安全保障貿易管理、利益相反マネジメント）に係る意識を底上げしつつ、リスクマネジメント人材が学術研究・共同研究等において各々の教員を側面からサポートすることで、教員全体の意識を向上させていくことを実現する。言い換えると、この教員の意識向上は、教員が遵守すべきベースラインを設定し向上させることである。また、同時にリスクマネジメント人材がURA等の次世代の人材を啓発・育成することで、将来にわたって持続的に運用できる体制とした。

具体的なマネジメント内容は、企業との連携を活発に行っている教員（企業との連携数が10件を超える教員）を対象としてこれまでに実施してきた適切なマネジメント手法（すなわち、該当する教員と密に連携を取る、秘密保持契約の活用（共同研究等テーマ・内容の絞り込み）、秘密保持の徹底、特許等に加え営業秘密の活用、学生への指導の徹底等）をこれから産学連携を活発に行おうとする教員（企業との連携数が10件以下の教員）、産学連携を行おうとする教員に波及・落とし込みを図るものである。

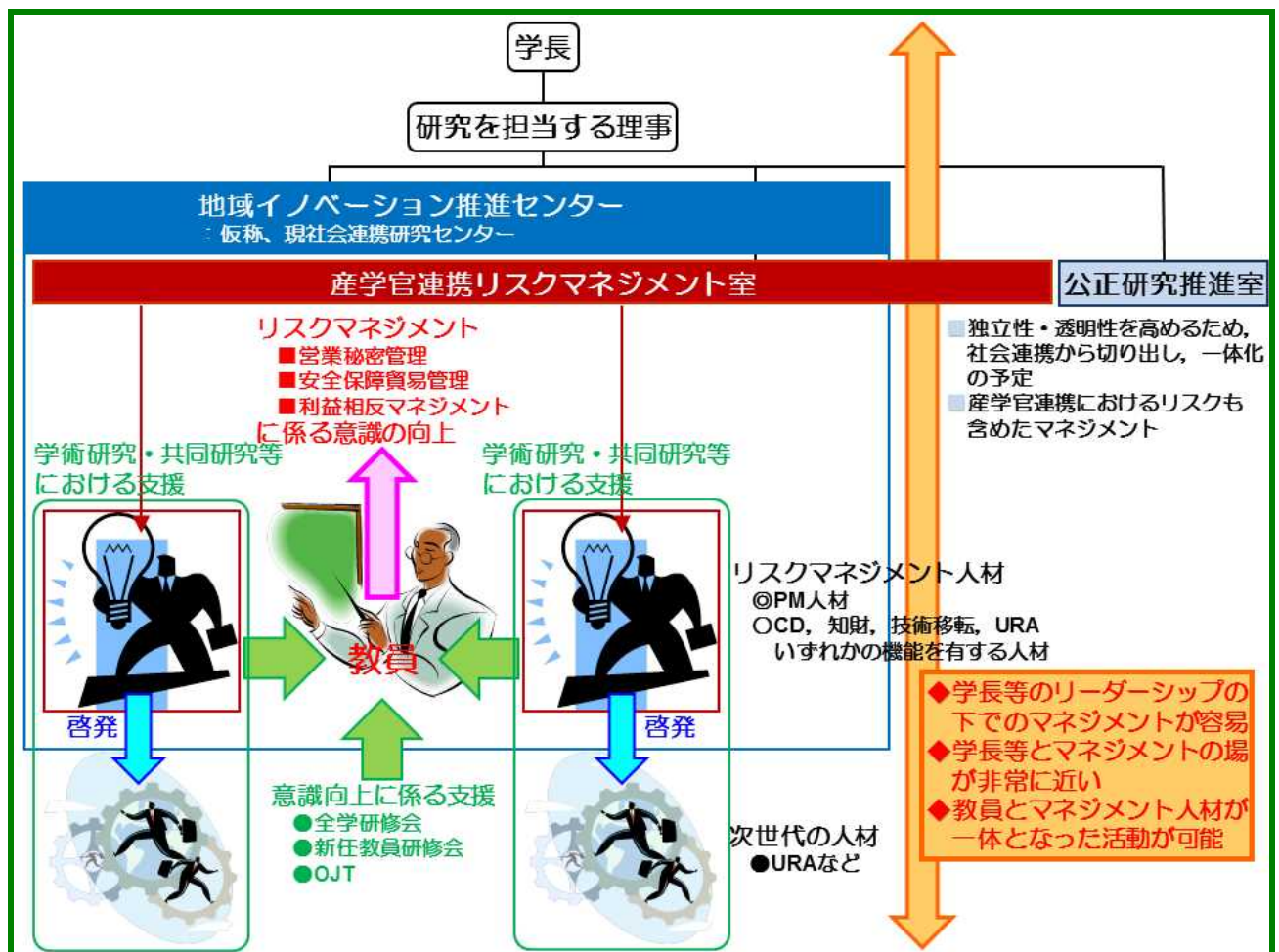


図2 構築したマネジメントモデル

全学的な組織整備としては、平成27年12月10日付けで、社会連携研究センター内に、研究を担当する副学長を室長、知的財産統括室長を副室長とした「産学官連携リスクマネジメント室（以下「リスクマネジメント室」という）」を設置した。「リスクマネジメント室」において、本事業で取り組む「技術流出防止マネジメント」、すなわち営業秘密管理と安全保障貿易管理の他、利益相反マネジメント、生物多様性条約対応も含めて一元的にマネジメントを実施している。リスクマネジメント室では、知的財産統括室副室長が事業担当者となり、本事業の経費で雇用した研究員1名と事務補佐員2名とともに実務を遂行している。また、1～2週間に1回程度リスクマネジメント室拡大室会議（リスクマネジメント室構成員に加え研究支援チーム、社会連携チーム、財務部の実質事務担当者も参画した会議）を開催し、管理・運営・企画に係る協議および情報共有を行っている。

本事業で構築したマネジメント体制図を図3に示す。



図3 構築したマネジメント体制図

さらに、本事業の推進にあたっては、「社会連携研究センター」、「リスクマネジメント室」それぞれに、産学官連携、リスクマネジメントに高い知識と経験を有する外部評価委員（それぞれ3名）を置き、両組織の活動を客観的に評価、その評価結果を外部評価委員が評価会議において定期的に学長および研究を担当する理事に報告し、評価会議での審議結果に基づいて両組織に対して意見・指導を実施している。この体制により、客観的評価に基づく学長・経営層の判断・方針の下、本学の産学官連携活動・リスクマネジメント活動を推進している。

なお、事業の推進には、本事業の経費に加え、本学の予算を活用している。

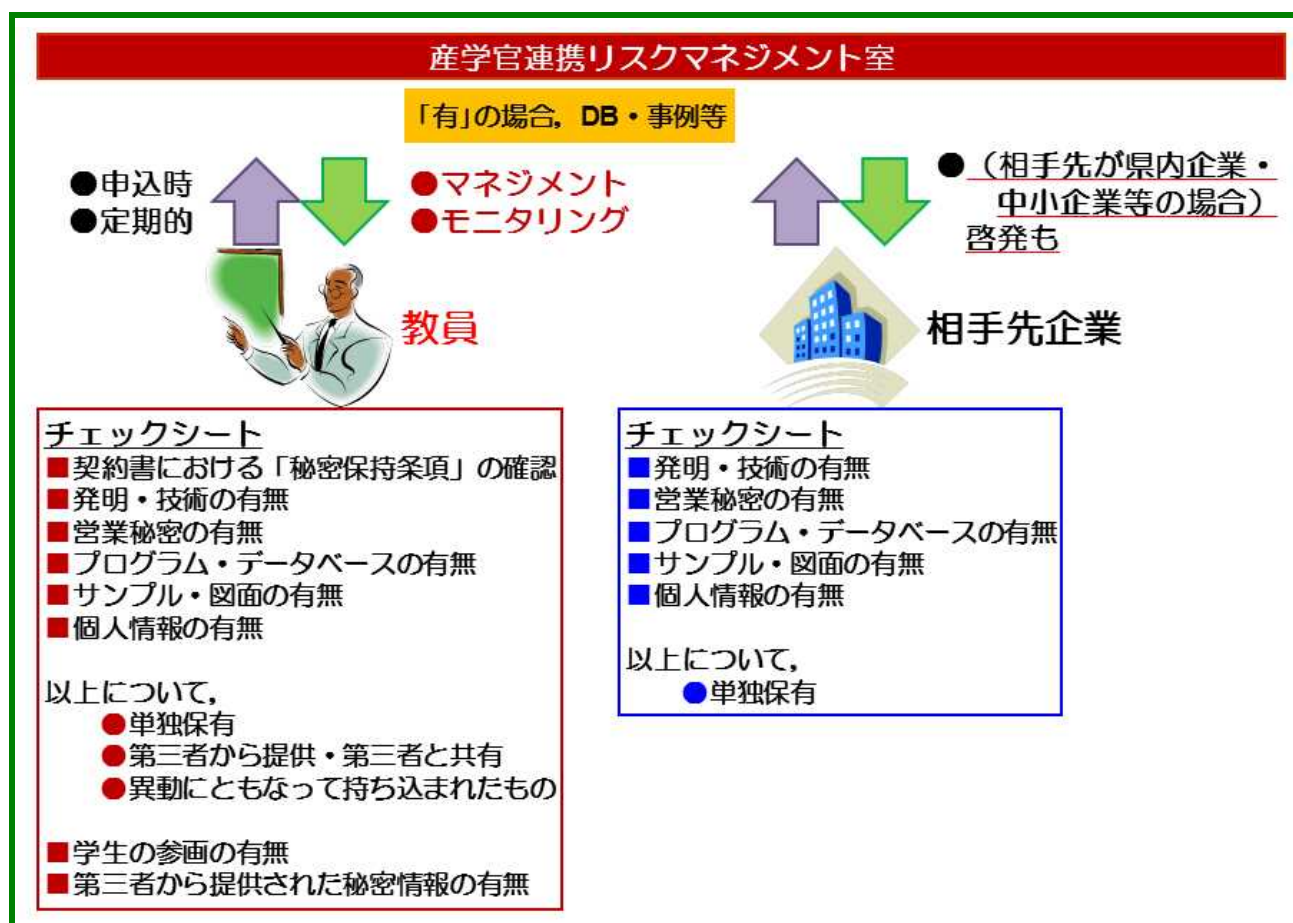
2-5. 構築したシステム

共同研究・受託研究を対象とし、企業等からの研究申込時に、本学の担当研究者に対して「自己が保有する営業秘密の有無」「他者との特許共同出願・共有特許の有無」「他者から提供された秘密情報の有無」「他者から提供された研究用試料の有無」「異動に伴って他機関から持ち込まれた営業秘密の有無」等に関するチェックシートの提出を義務づける。共同研究・受託研究の実施過程においても、担当研究者に対して定期的にチェックシートに基づく確認を実践する。このチェックシートに基づいて、状況をモニタリングし、適切なマネジメントを実施する。

また、研究を申し込む企業等に対しても当該共同研究に供する「自社の営業秘密の有無」「自社の特許の有無」「自社の研究用試料の有無」等に関するチェックシートの提出を求める。

研究を申し込む企業等が県内企業、特に中小企業であった場合、当該企業においても営業秘密管理等の管理体制が未構築であることが多いと考えられるため、当該企業に対しても啓発を行う。地域の中小企業における経営を支援することも地域圏大学に与えられた重要な使命であるとする。

本事業で構築したシステムの業務フローを図4に示す。



2-6. モデルにより運用された件数

本学学内教員の営業秘密管理に関する意識・理解度等を把握することを目的として、平成23年度から平成26年度の間共同研究・受託研究を行った教員274名を対象にアンケートを行った（以下、「学内アンケート」という）。アンケートに回答した教員数は156名であり、有効回答率は70.0%であった。

ここでは、いくつかの重要と思われる設問について、具体的な件数を以下に掲載する。

①共同研究等の開始前に「個人・大学」が単独保有していたノウハウ

- ・特許出願したことがある : 8件
- ・共同研究等の相手先に開示・提供したことがある : 17件
- ・第三者に開示・提供したことがある : 7件
(うち、秘密保持等の契約を結んだ後、秘密であることを明示し開示・提供した件数が3件、秘密保持等の契約を結んだ後、秘密であることを明示せず開示・提供した件数が1件、秘密保持等の契約を結ばず開示・提供した件数が3件)
- ・入退室記録を付けていた : 0件
- ・紙媒体・電子媒体について特別な保管・管理をしていなかった : 8件
- ・電子データについて特別な保管・管理をしていなかった : 13件
- ・学外に持ち出したことがある : 11件

②共同研究等の開始前に「相手先」が単独保有していたノウハウ

- ・特許出願したことがある : 2件
- ・第三者に開示・提供したことがある : 1件
(秘密保持等の契約を結んだ後、秘密であることを明示せず開示・提供)
- ・入退室記録を付けていた : 0件
- ・紙媒体・電子媒体について特別な保管・管理をしていなかった : 3件
- ・電子データについて特別な保管・管理をしていなかった : 6件
- ・学外に持ち出したことがある : 4件

③共同研究等の開始前に「第三者」と共有していたノウハウ

- ・特許出願したことがある : 2件
- ・共同研究等の相手先に開示・提供したことがある : 3件
- ・入退室記録を付けていた : 0件
- ・紙媒体・電子媒体について特別な保管・管理をしていなかった : 4件
- ・電子データについて特別な保管・管理をしていなかった : 5件
- ・学外に持ち出したことがある : 4件

④「他者」から開示・提供された秘密情報

- ・入退室記録を付けていた : 4件
- ・紙媒体・電子媒体について特別な保管・管理をしていなかった : 13件
- ・電子データについて特別な保管・管理をしていなかった : 17件
- ・学外に持ち出したことがある : 10件

このように、ノウハウを特許出願したケース、ノウハウ等の秘密情報を秘密保持等の契約を結ばず開示又は提供したケース、秘密情報を保管している空間の施錠等管理をしていないケース、秘密情報を保存した電子データを暗号化等の管理をすることなく学外に持ち出したケース等が散見された。この結果を受け、特に共同研究・受託研究の件数の多い教員を対象として、営業秘密に係る具体的な管理状況についてヒアリングを実施した。具体的な技術分野としては

半導体、パワーデバイス用基板、創薬、遺伝子組換え動物、リサーチツール等があった。

また、安全保障貿易管理については、海外法人への試料提供等という多岐にわたる分野の事案が発生したため、研究者へのヒアリング（意識付け・啓発を含む）の実施とともに法的対処をし、マネジメントを行った。具体的な資料の種類としては、半導体、菌株、パワーデバイス用基板があった。

2-7. 学生の教育

近年、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択されている大学をはじめとして、学生がインターンシップとして企業に出向く機会が増加している。共同研究等に学生を積極的に参加させ、産学連携により学生の教育を実施するという国家の動きもある。このようなケースでは、研究者や企業の秘密管理意識が高くても、学生から情報の漏えい等が発生するリスクがあるため、学生の教育が大学の社会的責任として重要なものになると考える。また、営業秘密管理意識の高い人材を育成し産業界に送り出すということも、教育機関としての大学の重要な使命と考える。

これらの目的を達成するため、本学では平成28年度よりオリエンテーションや講義において営業秘密管理に関する教育を実施することを決定し、平成27年度には具体的なカリキュラムの検討を行った。平成28年度から実施するカリキュラムを図5に示す。本カリキュラムでは、知財とのかかわりで営業秘密管理を理解させるという教育を、学年、習熟度に応じて実施する。

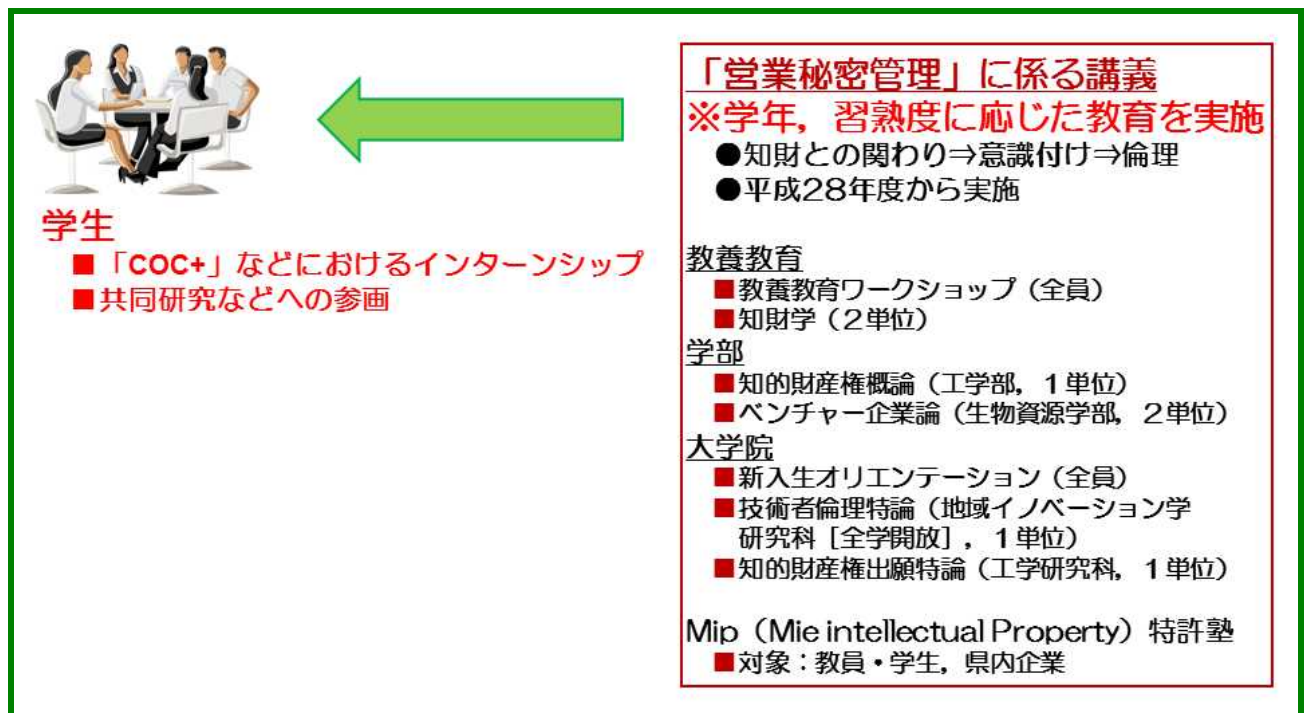


図5 学生教育のカリキュラム

また、特に共同研究・受託研究の件数の多い教員の指導学生を対象として（技術分野は半導体、パワーデバイス用基板、創薬、遺伝子組換え動物等リサーチツール等）、営業秘密の重要性、学生が秘密保持義務を負った場合に生じるリスク等に係る意識付け・啓発を当該共同研究・受託研究を題材に実施した。

2-8. 把握した事例、情報

ここでは、2-6節で述べた学内アンケートの調査結果について、割合を算出した数値を以下に掲載する。

- ①共同研究等の開始前に「個人・大学」が単独保有していたノウハウ
 - ・特許出願したことがある : 30%
 - ・共同研究等の相手先に開示・提供したことがある : 68%
 - ・第三者に開示・提供したことがある : 27%
 - ・入退室記録を付けていた : 0%
 - ・紙媒体・電子媒体について特別な保管・管理をしていなかった : 32%
 - ・電子データについて特別な保管・管理をしていなかった : 48%
 - ・学外に持ち出したことがある : 39%
- ②共同研究等の開始前に「相手先」が単独保有していたノウハウ
 - ・特許出願したことがある : 13%
 - ・第三者に開示・提供したことがある : 7%
 - ・入退室記録を付けていた : 0%
 - ・紙媒体・電子媒体について特別な保管・管理をしていなかった : 57%
 - ・電子データについて特別な保管・管理をしていなかった : 71%
 - ・学外に持ち出したことがある : 27%
- ③共同研究等の開始前に「第三者」と共有していたノウハウ
 - ・特許出願したことがある : 29%
 - ・共同研究等の相手先に開示・提供したことがある : 43%
 - ・入退室記録を付けていた : 0%
 - ・紙媒体・電子媒体について特別な保管・管理をしていなかった : 57%
 - ・電子データについて特別な保管・管理をしていなかった : 71%
 - ・学外に持ち出したことがある : 57%
- ④「他者」から開示・提供された秘密情報
 - ・入退室記録を付けていた : 8%
 - ・紙媒体・電子媒体について特別な保管・管理をしていなかった : 27%
 - ・電子データについて特別な保管・管理をしていなかった : 33%
 - ・学外に持ち出したことがある : 20%

さらに詳細なデータの分析を行ったところ、「企業との連携数が少ない教員（10件以下の教員）」ほど適切なマネジメントがなされておらず、一方で「企業との連携数が多い教員（10件を超える教員）」はリスク管理の意識が高く、適切なマネジメントがされている、ということが明らかとなった。その理由としては、企業との連携活動の経験を積んできたことで当該教員に多くの成功事例、もしくは失敗事例が蓄積され、その結果産学連携・知財スタッフと「密」な連携を取る、秘密保持契約を活用する、秘密保持を徹底する、特許等に加え営業秘密を活用する、学生への指導を徹底するなどといった対策を取るようになったと考えられる。

上記の学内アンケートとは別に、同規模の地方国立大学（重点支援Ⅰ類の54大学）に対して、営業秘密管理、安全保障貿易管理、共同研究・受託研究における秘密保持等を対象とし、その取組（体制・運用）および課題等についてアンケートを実施した。また、同規模の地方国立大学の特徴を抽出するため、他の国立大学（重点支援ⅡおよびⅢ類の31大学）に対しても

同様のアンケートを実施した（以下、「他大学へのアンケート」という）。他大学へのアンケート（有効回答率71.8%）での調査結果の分析から得られた傾向としては、重点支援Ⅰ類の大学（地方大学）では、特に「営業秘密管理」が十分になされていない、ということが挙げられる。特に、「担当部署・相談窓口の設置」、「営業秘密管理の運用」、「学内研究者への周知」、「学生への教育」などの質問項目に対して50%を超える大学が未整備であると回答した。

また、特に選定した5大学（鹿児島大学（2月25日）、高知大学（3月11日）、山口大学（3月18日）、山形大学（3月22日）、福井大学（3月24日））に対して、実地調査を行った。各大学において、つぎの①～⑥についてヒアリング・協議を実施した。

- ①共同研究等における参画学生・社会人学生の取扱。
 - ②営業秘密管理等に係る学生教育。
 - ③営業秘密管理に関する教員の異動への対応。
 - ④営業秘密管理に関する日本学術会議ガイドラインとの連動。
 - ⑤安全保障貿易管理に関する特に役務の提供への対応。
 - ⑥三重大学モデルの妥当性。地域圏大学において、営業秘密管理・安全保障貿易管理をどこまで行うのか？行えるのか？
- ヒアリング・調査で得られた事例・情報のうち、各大学にほぼ共通するものを以下に挙げる。

- ①共同研究等における参画学生・社会人学生の取扱。
 - ・原則、学生は共同研究に参画させない。
 - ・学生の秘密保持に関しては、学部生と大学院生を分けて考える必要あり。学部生はそもそも関与させないことで対応可能（何かあれば教員が責任を持つ）、大学院生は自身で研究計画を立てるため、厳重に取り扱う必要がある。
 - ・ただし、分野による。秘密情報であることや管理の重要性を認識しないことにもなってしまい、認識がない分リスクが大きくなる。
 - ・社会人学生の取扱に関し、秘密保持については教員・社会人学生両方の意識が重要。社会人学生には、学生であると同時に企業人であることを理解してもらう。
- ②営業秘密管理等に係る学生教育。
 - ・いくつかの大学は、知財教育に係る事業（文部科学省）の拠点大学や参画大学になっている。
 - ・受講科目履修時・研究室配属時に意識付けすることが効果的だと考える。
 - ・学生教育には時間が掛かるが、学生の意識を向上させることにより、それをトリガーとして教員の意識変革が期待できる。
- ③営業秘密管理に関する教員の異動への対応。
 - ・新任教員研修において意識付けを行っている。
 - ・国や日本学術会議等で議論がなされ、方針が決定されると、全国の大学で統一した対応を取りやすくなる。
- ④営業秘密管理に関する日本学術会議ガイドラインとの連動。
 - ・国や日本学術会議等で議論がなされ、方針が決定されると、全国の大学で統一した対応を取りやすくなる。
- ⑤安全保障貿易管理に関する特に役務の提供への対応。
 - ・1次スクリーニングは部局、2次スクリーニングは産学連携本部等で対応している。
 - ・教授会でアナウンス。「自身の研究テーマが武器に転用できるか？」を考えてもらう。
 - ・地域圏大学の場合、集団マネジメント（詳しい教員とその他の教員が参画し、委員会形

式で対応) が適している場合があるかもしれない。ただし、法令面・判例面でのアドバイザーは必要。

⑥三重大学モデルの妥当性。地域圏大学において、営業秘密管理・安全保障貿易管理をどこまで行うのか?行えるのか?

- ・三重大学モデルは波及しやすい・取り入れやすい。
- ・三重大学と同様、産学連携を活発に行っている教員ほど適切にマネジメントできている。連携を深める中で教員自らが学んできた結果とも言える。
- ・濃淡管理に関しては、規程等に具体的に記載する必要あり。特に相手先から提供されたものについては、厳重管理とそれに関する教員の意識が重要。
- ・大学という性質をよく考える必要がある。リスクを無くすことはできないが、情報公開することによりリスクのハードルを下げることはできる。その上で、リスクに対する投資(予算、マンパワー)を決める。

2-9. 5つの方向性への対応

本節では、産学官連携リスクマネジメントモデル事業において設定されている5つの方向性に対して実施した具体的な取り組み方策を述べる。5つの方向性とは、下記のとおりである。

- 1) 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築
- 2) 学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化
- 3) 研究者等への普及啓発
- 4) リスクマネジメント人材の確保・育成
- 5) 情報把握、情報共有

1) 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築

①営業秘密管理の方針を示し、各研究者が管理を実践できる環境を整備

A) 営業秘密管理ポリシーおよび規程の内容協議・案作成を行った。

B) 知的財産統括室において各研究者からの相談窓口・対応を案件毎に行った。これらの案件・対処に関する情報をリスクマネジメント室で共有・審議し、マネジメントを適切に実施した。

C) 営業秘密管理だけでなく、より高度な安全保障貿易管理にも展開・対応した。「安全保障貿易情報センター」に大学会員として加入し、該非判定の対象として「基礎科学分野の研究活動における技術の提供・取引」を追加するとともに、安全保障貿易情報センターとも連携しながら、マネジメントを適切に実施した。

・平成27年10月7日付けで、安全保障貿易情報センターに大学会員として加入した。

・個別対応としては、半導体、菌株、パワーデバイス用基板に係る海外法人への試料提供等という多岐にわたる分野の事案が発生したため、研究者へのヒアリング（意識付け・啓発を含む）の実施とともに法的対処を行い、マネジメントを行った。

②組織として適切な監視活動を行う方策の検討と実践

A) 共同研究・受託研究を対象とし、企業等からの研究申込時に、本学の担当研究者に対して「自己が保有する営業秘密の有無」「他者との特許共同出願・共有特許の有無」「他者から提供された秘密情報の有無」「他者から提供された研究用試料の有無」等に関するチェックシートの内容・様式等を検討し、試行した。

・チェックシートの内容・様式等の検討のために、学内教員の営業秘密管理に関する意識・理解度等を把握することを目的として、平成23年度から平成26年度の間、共同研究・受託研究を行った教員274名を対象にアンケートを行った。本アンケートは、チェックシート試行の位置付けでもある。

・当該アンケートでは、ノウハウ、「秘」又は「Confidential」とされた情報等の取扱に加え、発明・技術、コンピュータプログラム・データベース、サンプル又は図面、実験の被験者に関する個人情報又はアンケート調査などで収集した個人情報等の取扱まで対象を広げ、それぞれについて、大学単独保有の場合、共同研究・受託研究の相手先保有（共有も含む）の場合、および第三者の保有（共有も含む）の場合それぞれについて、対象が適切に管理されているかを調査した。

・チェックシートの内容・様式等については、本アンケートにおける質問項目をチェック項目として選定し、さらに異動に伴って他機関から持ち込まれた営業秘密の存

在と管理状況もチェックする案を作成した。チェックシートは、来年度から新たに共同研究・受託研究を行う教員に対して、その申込時に提出を義務付ける予定である。

B) 安全保障貿易管理においては、上記チェックシートの代わりに、安全保障貿易管理用チェックシートを援用した。

- ・上記アンケートにおいて、秘密情報等の海外の法人又は個人への開示又は提供の有無、共同研究・受託研究への留学生の参画の有無も質問項目に加え、学内教員の安全保障貿易管理に関する意識・理解度等を把握した。さらに、海外への物品・技術の提供が発生する場合の安全保障貿易管理用チェックシート提出の義務付けも継続して実施した。

C) リスクマネジメント室において、これらのシートを蓄積した。

- ・上記アンケート、チェックシートの回答を、データベースとして蓄積できるよう電子化し、データベース対応のフォームとして整えた。

③秘密管理すべき対象の明確化

A) 共同研究・受託研究を対象として、知的財産統括室が1) ②のチェックシートで対象を把握し、場合に応じて担当研究者にヒアリングを行った。

- ・1) ②の学内アンケートにおいて、秘密管理すべき対象が明確になった。
- ・その結果を受け、特に共同研究・受託研究の件数の多い教員を対象として（技術分野は半導体、パワーデバイス用基板、創薬、遺伝子組換え動物等リサーチツール等）、営業秘密に係る具体的な管理状況についてヒアリングを実施した。

B) 安全保障貿易管理においては、上記チェックシートの代わりに、安全保障貿易管理用チェックシートを援用した。

- ・1) ②の学内アンケートにおいて、秘密情報等の海外の法人又は個人への開示又は提供の有無、共同研究・受託研究への留学生の参画の有無も質問項目に加え、学内教員の安全保障貿易管理に関する意識・理解度等を把握した。さらに、海外への物品・技術の提供が発生する場合の安全保障貿易管理用チェックシート提出の義務付けも継続して実施した。
- ・個別対応としては、半導体、菌株、パワーデバイス用基板に係る海外法人への試料提供等という多岐にわたる分野の事案が発生したため、研究者へのヒアリング（意識付け・啓発を含む）の実施とともに法的対処をし、マネジメントを行った。

④求められる管理水準に合わせた管理を実行し得る、営業秘密管理手法の検討および、管理の度合いに応じた管理コスト・管理負担の把握と状況に応じた営業秘密管理の選択

A) 1) ②、1) ③を通じて、各研究者が保有する営業秘密を把握・明確化し、リスクマネジメント室に情報を蓄積した。

- ・1) ②の学内アンケートおよび1) ③のヒアリングを通じて、各研究者が保有する営業秘密を把握・明確化することができた。
- ・平成28年度に実施する「営業秘密のグルーピング」の準備として、1) ②の学内アンケートに対し、詳細な分析を行った。具体的には、各教員を、平成23年度から平成26年度の間の実施した共同研究・受託研究の件数、その中に占める相手先が中小企業であった研究の割合、県内企業であった研究の割合、また、共同研究・

受託研究の研究分野で分類し、それぞれのグループで集計を行い、その傾向を解析した。

B) 安全保障貿易情報センターとも連携し、判定のプロセス・対応事例を蓄積し、より高度な安全保障貿易管理にも展開した。

・ 1) ③のチェックシートおよびヒアリングを通じて行った該非判定のプロセス・対応事例をその都度蓄積し、書類管理を行った。

⑤学生に関する秘密管理を行うための管理の在り方の検討と実践

A) 共同研究・受託研究を対象として、1) ②のチェックシートに「学生の参画の有無」を追加した。学生の参画が有る場合は、知的財産統括室が当該共同研究・受託研究を題材に当該学生に対して秘密管理に関する教育を実施した。

- ・ 1) ②のアンケートに「学生の参画の有無」を質問項目に加え、実態を把握した。
- ・ 共同研究・受託研究に学生が参画する場合は、当該学生から「本学学生等が研究協力者として共同研究等に参加する場合の誓約書」の提出を義務付け、継続して実施した。
- ・ 特に共同研究・受託研究の件数の多い教員の指導学生を対象として（技術分野は半導体、パワーデバイス用基板、創薬、遺伝子組換え動物等リサーチツール等）、営業秘密の重要性、学生が秘密保持義務を負った場合に生じるリスク等に係る意識付け・啓発を当該共同研究・受託研究を題材に実施した。

B) 営業秘密管理および安全保障貿易管理に関し、研究室配属前の学部生に対するオリエンテーション・ガイダンスおよび大学院生に対する講義のカリキュラムやシラバスの検討を行った。

2) 学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化

A) 産学官連携リスクマネジメントに関する体制の整備として、社会連携研究センター内に、研究を担当する副学長を責任者として産学官連携リスクマネジメントを推進する「リスクマネジメント室」を設置した。

B) 「社会連携研究センター」、「リスクマネジメント室」それぞれに、産学官連携、リスクマネジメントに高い知識と経験を有する外部評価委員（それぞれ3名）を置き、両組織の活動を客観的に評価、その評価結果を外部評価委員が評価会議において定期的に学長および研究を担当する理事に報告し、評価会議での審議結果に基づいて両組織に対して意見・指導を実施した。

3) 研究者等への普及啓発

A) 共同研究・受託研究を対象として、1) ②のチェックシートに該当項目が1つでもあった場合は、知的財産統括室が当該担当教員に対し、OJTにより営業秘密管理および安全保障貿易管理に関する啓発を実施した。

- ・ 1) ②の学内アンケートの結果を受け、特に共同研究・受託研究の件数の多い教員を対象として（技術分野は半導体、パワーデバイス用基板、創薬、遺伝子組換え動物等リサーチツール等）、営業秘密管理に関する啓発をOJTにより実施した。
- ・ 安全保障貿易管理については、半導体、菌株、パワーデバイス用基板に係る海外法人への試料提供等という多岐にわたる分野の事案が発生したため、研究者へのOJ

T（意識付け・啓発を含む）の実施とともに法的対処をし、マネジメントを行った。

B) 学内で開催する研究倫理に関する研修会において、営業秘密管理および安全保障貿易管理に関する普及啓発を行った。

- ・平成28年3月1日、2日に、研究担当理事主催で「平成27年度研究に関する研修会」を開催し、安全保障貿易管理および産学官連携リスクマネジメントについて、教員に対して普及啓発を行った。
- ・平成28年1月発行の三重大学広報誌「三重大X vol. 35」にて、本事業に関する本学の実施体制および今後の展開をわかりやすく紹介した。本広報誌は学内の教職員、学生、および地域社会に広く配布されるものであり、営業秘密管理および安全保障貿易管理に関して広く普及啓発を行うことに寄与した。

4) リスクマネジメント人材の確保・育成

A) 知的財産統括室が各研究者への相談対応を行う担当部署となり、日常の産学官連携リスクマネジメントの遂行を通して相談対応に関するノウハウの蓄積と担当人材のスキル向上を行った。事業担当者（知的財産統括室副室長）が研究員（本事業で採用）をOJTによって育成した。

- ・平成27年11月2日付けで産学官連携研究員1名、11月16日付けで事務補佐員1名、12月1日付けで事務補佐員1名を採用し、事業担当者（知的財産統括室副室長）が、日々の業務を通じて育成を行った。

5) 事例把握、情報共有

A) 先進的な取組を行っている大学を複数選定し、ヒアリングを実施するための準備を実施した。ヒアリング結果と本学で蓄積した事例と比較・情報共有のためのセミナー等共同開催の準備を実施した。研究者の啓発、人材育成、学生教育等に用いた資料を教材化するための準備を行った。

- ・平成28年2月15日に東京医科歯科大学にて開催された【medU-net】第3回ケーススタディワーキングにおいて、本学の取組を紹介するとともに、東京医科歯科大学を初めとした先進的な取組を行っている複数の大学と秘密保持契約のベストプラクティス、具体的な管理手法について意見交換を行った。
- ・平成28年2月10日に長崎大学において、滋賀医科大学、九州大学、名古屋大学および本学の事業担当者が、各大学の産学官連携リスクマネジメントに係る取組について意見交換を行った。
- ・上記意見交換および構築したネットワークに基づき、セミナー等開催や教材化の準備を実施した。

B) 実務担当者向けの研修会（ケーススタディ、複数回、他の同規模大学等を含む全国に開放）を開催するための準備を行った。

- ・上記意見交換および構築したネットワークに基づき、研修会を開催するための準備を行った。

3. モデルの改善について

3-1. 得られた知見、提言

平成27年12月15日に第1回外部評価委員会および評価会議を、平成28年2月16日に第2回外部評価委員会および評価会議をそれぞれ開催した。これらの会議において外部評価委員等から寄せられた知見、提言等のうち、主なものを以下に挙げる。

- ・具体的な研究分野によって保護していく秘密の形が異なる。将来的には研究分野に応じていろいろな方策を講じる必要がある。
- ・三重大学では地元企業との連携が活発であるため、社会人の学生・大学院生も多いと考えられる。その場合、通常の学生と違う取扱いを検討する必要があるのではないか。
- ・チェックシートの作成において、他者の知財が持ち込まれるリスクについて考慮する必要がある。また、第三者の権利を侵害しない体制作りも必要。研究者の異動の制度について、アメリカの多くの大学は採用時に必ず契約を結ぶことをルール化している。同様のルールの導入は困難だが、採用時等の留意点として組み込むことを検討した方がよいのではないか。先行的な事例として、ある大学では教員が異動してきた時に自分が持ち込むマテリアルをリスト化し研究者と大学で確認書を結んでいる。
- ・特許法と不正競争防止法の改正が増えており、不正競争防止法については事例や判例があった時に厳罰化し、守る側の様々な利点が付加されている。特許法については冒認や共同出願時の取扱いが変わってきている。法律の変化を取りこんだ制度作りが重要である。職務発明の権利の帰属の問題については、中小企業においては、大手企業と取り組みが異なっており、平成28年4月からは法改正もされる。権利の帰属の問題を含めて明確にしなければトラブルになる。
- ・契約を結んだからといって万全ではない。発明をどう応用してビジネスにするか連携する企業のビジネスモデルに応じた保護の仕方が場面によって変わる。地域の企業にノウハウ、技術を還元する中で、秘密を守る場合とオープンソース化して技術を共有する場面がある。守らないといけない秘密と分かった場合でも応用できないケースがある。多面的に考える必要がある。
- ・農業、水産業、工業、医療など、各分野で違った形態での技術流出が考えられるが、事例を挙げてモデルとしてはどうか。
- ・産学連携を強化するために、小企業・零細企業も対象となる。小企業・零細企業を含めたルールを作りマニュアル化した上でそれらの企業に参画してもらうのがよいのではないか。
- ・アクセルとブレーキの高度なバランスを保たないといけない。中小企業の振興を行う自治体として、産業界の知財において技術は流出防止するのか汎用化するのかバランスを保つのが難しい。具体的事例があれば考えやすい。
- ・共同研究数の多い教員のノウハウ・知識をルール化して共有すると良い。例えば、法律家が条文を作る上で、事実に基づくルールは作りやすい。ルールは抽象的なものではなく、実際に困った場面に対応して決まりを作るのが基本になる。経験を重ねている教員はルールを作るためのノウハウや過去の事実の蓄積がある。
- ・大学の技術は社会へ還元・社会と共有すべきである。共有から逸脱するようなケース、流出してはいけないリスクのマネジメントをしていく必要がある。

- ・地元企業との連携が多く中規模大学で作ることができるスタイルとして無理のないスタイルを作り、同規模大学が真似しやすいモデルにしてほしい。リスクを事前に防ぐ体制と事案が発生した時の対応策を明確にすると良い。

3-2. 実践して得られた課題および平成28年度に向けた改善点

営業秘密管理に関して、共同研究のテーマ・目的・実施内容が広く設定されている場合が多く、複数社と重複している場合もあり、情報のコンタミネーションに係る疑義が生じることが新規課題として生じた。この課題を回避するため、今後、共同研究契約締結前に秘密保持契約を締結、テーマ・目的・実施内容を絞り込む等の対応について検討する。

営業秘密管理以外では、奨学寄附金の取扱、著作物の取扱に関するマネジメントの必要性が新規課題として生じた。奨学寄附金に関しては、法律の専門家も交え、その解釈およびそれに基づく規程改正について検討していく予定である。著作物に関しては、産学官連携活動に関わらず、文理横断的な課題であり、対応について検討する。

安全保障貿易管理に関しては、海外法人への試料提供等には該非判定および、場合によっては経済産業省の輸出許可が必要であることを認識していない研究者が多く存在することが明らかになった。この結果を受け、研修会、OJT等を通して意識付け・啓発を行い、本学の安全保障貿易管理の水準を上げる取組を実施しているところである。

3-3. 平成28年度の展開

まずは、共同研究・受託研究を対象とした、本学の担当研究者に対するチェックシートの義務付けを正式に実施する。外部評価委員会での指摘を踏まえ、チェックシートには「異動に伴って持ち込まれた営業秘密」に関する項目を設けた。このチェックシートに該当項目が一つでもあった場合、当該担当教員に対し、OJTにより啓発を実施する。

さらに本学では平成28年度に全学対応URAを配置する予定である。このURAに対して定期的に営業秘密管理および安全保障貿易管理に関する啓発を実施する。この啓発を通して育成したURAにより、学内教員に対して共同研究・受託研究以外についても営業秘密管理、安全保障貿易管理にかかわるヒアリング・普及啓発を順次実施する。

上記チェックシート、ヒアリングを通じて各研究者が保有する営業秘密が把握・明確化され、リスクマネジメント室に情報がストックされる。それらの情報を基に営業秘密のグルーピング（研究分野、相手先企業の形態等で分類）を試み、各営業秘密グループに最適な管理手法を検討・選択する。また、より高度な安全保障貿易管理にも展開する。

平成28年度に展開する運用フローを図6に示す。

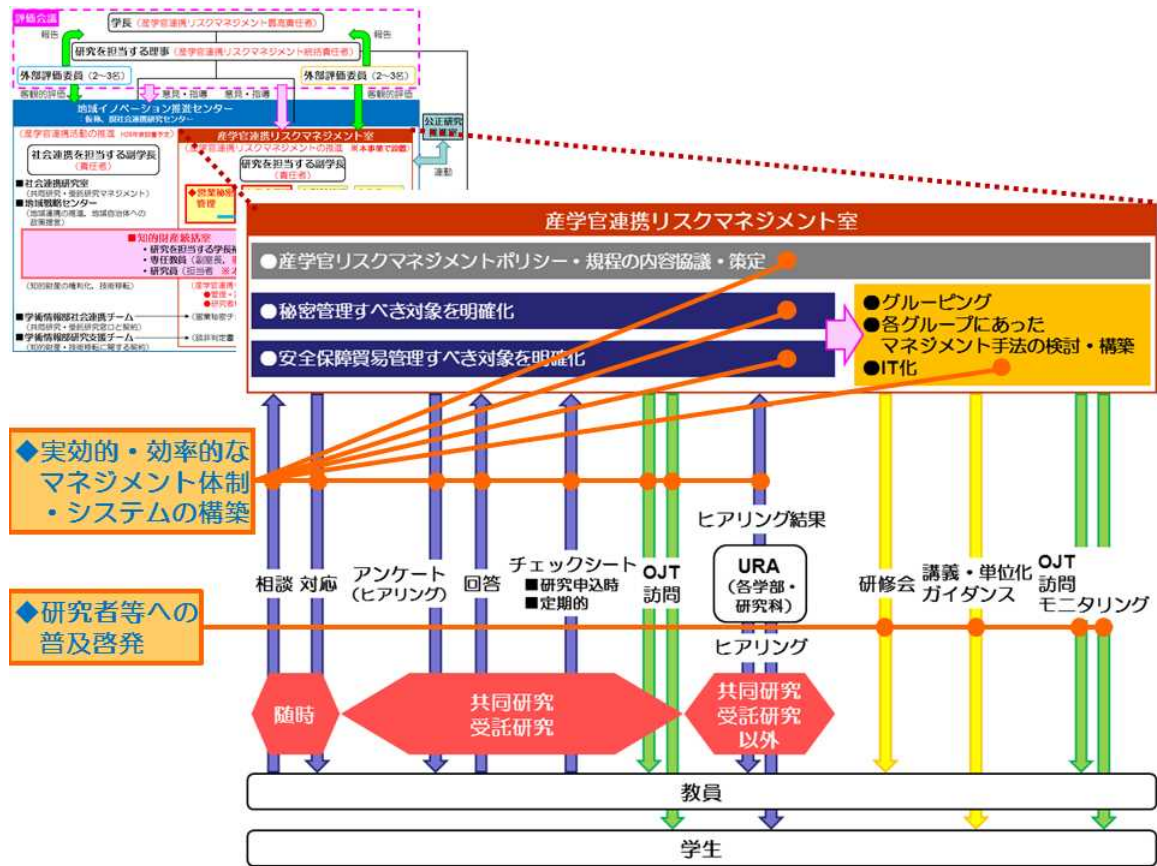


図 6 平成28年度に展開する運用フロー

4. モデルの普及について

学内アンケートの集計・分析結果と他大学へのアンケートの集計・分析結果とを対比させ、本学における体制構築・課題対応をブラッシュアップすることにより、地方中規模大学向けの導入モデルの構築に反映させるための準備を進めている。

平成28年度には、先進的な取組を行っている大学を複数選定し（平成27年度に実施した他大学へのアンケート結果に基づき選定）、ヒアリングを実施する。本学で蓄積した事例と比較するとともに、セミナー等を共同開催、さらに実務担当者向けの研修会（ケーススタディ、複数回、他の同規模大学等を含む全国に開放）を単独または共同開催することにより、他大学との産学官連携リスクマネジメントに係る情報共有およびネットワーク作りを行う。

さらに本事業では、「地方中規模大学向けのリスクマネジメント導入マニュアル（仮称）」を作成する。このマニュアルには、下記のコンテンツを盛り込むことを計画した。

①体制構築

- ・ポリシー・規程、要項等

②実施・運用

- ・「企業との連携数が10件以上を超える教員」に対して実施している知財マネジメント、技術移転等の手法ならびに営業秘密管理等の手法
- ・「企業との連携数が10件以下の教員」「これから産学連携を始める教員」への「落とし込み」手法
- ・チェックシート様式、契約書雛形等
- ・安全保障貿易管理における「役務の提供」に係るマネジメント手法

③教員に対する研修会資料

④学生への講義用テキスト

平成28年度に実施するモデル普及事業の流れを図7に示す。

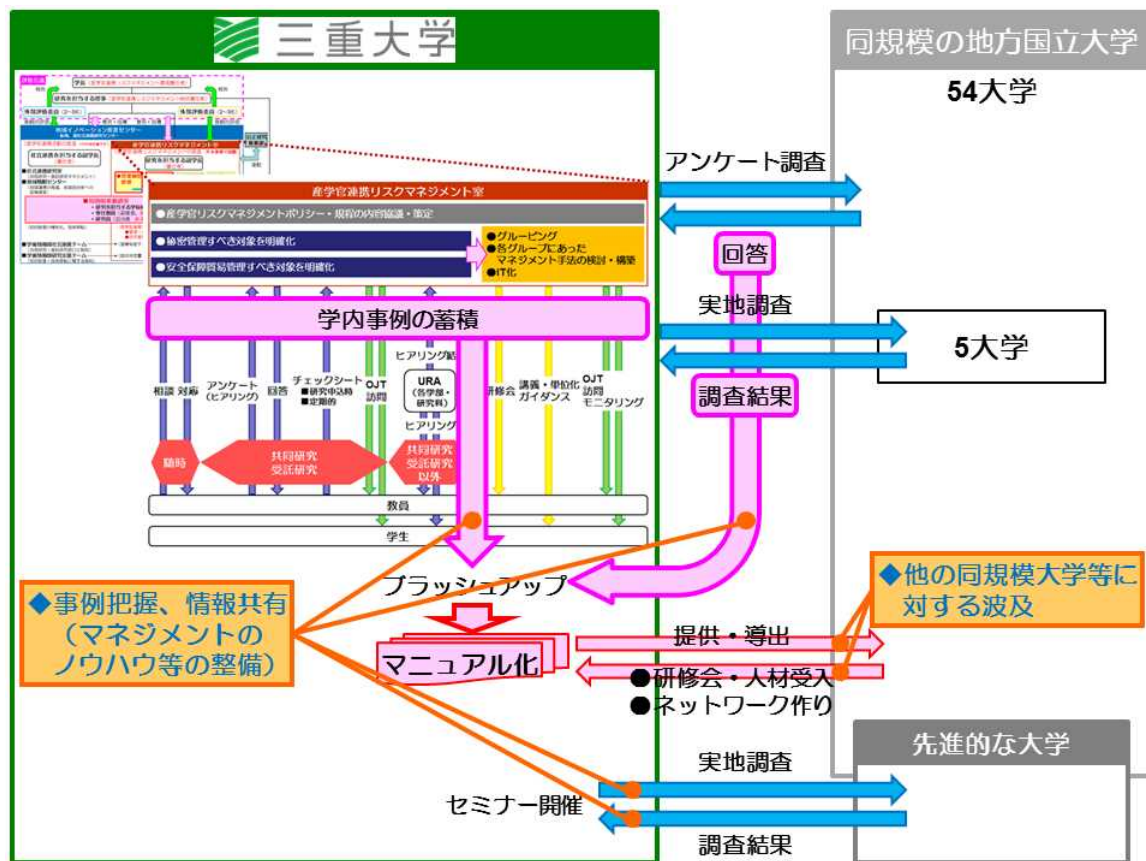


図 7 モデル普及事業の流れ

また、平成29年度以降の全国の大学等への波及のため、利益相反マネジメントの受託機関も含め、本事業のすべての受託機関と協力、連携しながら成果を取りまとめ、一体となって普及活動できる仕組みを構築し、実施する予定である。

様式第 2 1

学 会 等 発 表 実 績

委託業務題目 「産学官連携リスクマネジメントモデル事業（技術流出防止マネジメント）」

機関名 三重大学

1. 学会等における口頭・ポスター発表

発表した成果（発表題目、口頭・ポスター発表の別）	発表者氏名	発表した場所 （学会等名）	発表した時期	国内・外の別
取り組み状況の紹介～三重大学のケース～ 口頭発表	狩野幹人	【medU-net】第3回ケーススタディワーキング 東京医科歯科大学	2016年2月15日	国内

2. 学会誌・雑誌等における論文掲載

掲載した論文（発表題目）	発表者氏名	発表した場所 （学会誌・雑誌等名）	発表した時期	国内・外の別

（注1）発表者氏名は、連名による発表の場合には、筆頭者を先頭にして全員を記載すること。

（注2）本様式はexcel形式にて作成し、甲が求める場合は別途電子データを納入すること。

平成27年度「産学官連携リスクマネジメント モデル事業(技術流出防止マネジメント)」 における三重大学の取組紹介

国立大学法人三重大学
社会連携研究センター 准教授
大学院地域イノベーション学研究科 准教授
知的財産統括室 副室長
狩野 幹人
(kanou@crc.mie-u.ac.jp)

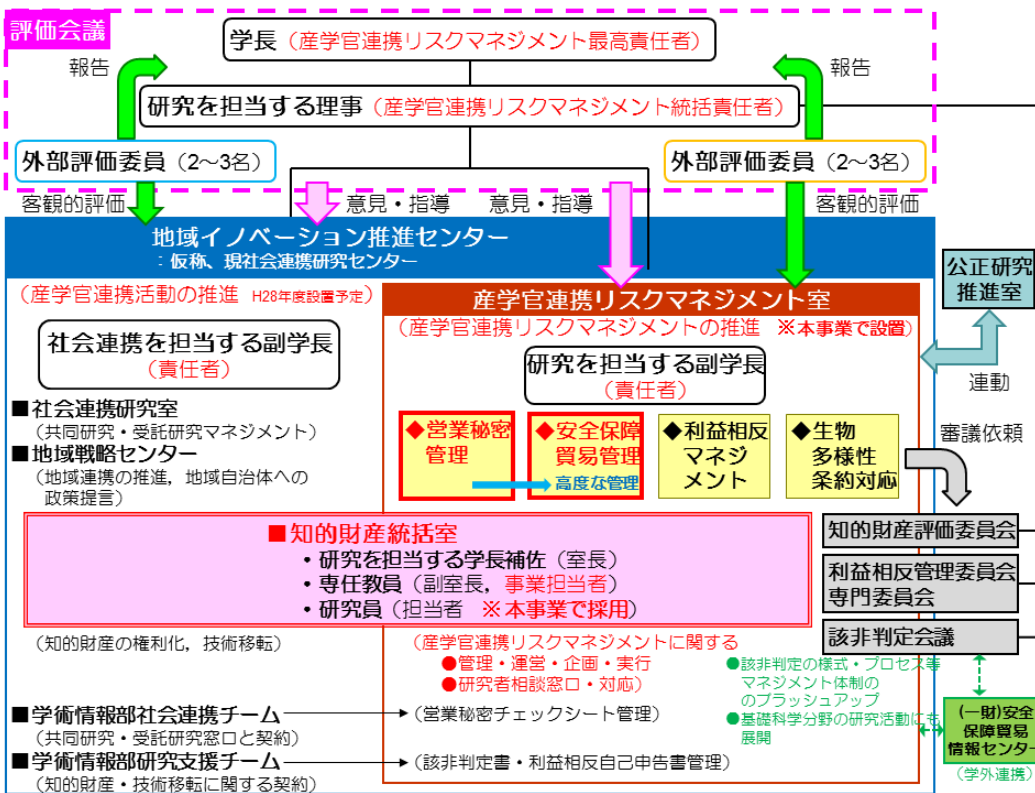
平成27年度第3回medU-net
ケーススタディワーキング
15/Feb./2016, Mon.

産学官連携リスクマネジメントモデル事業(1)

採択機関名：三重大学

モデル：技術流出防止マネジメント

○事業の実施体制

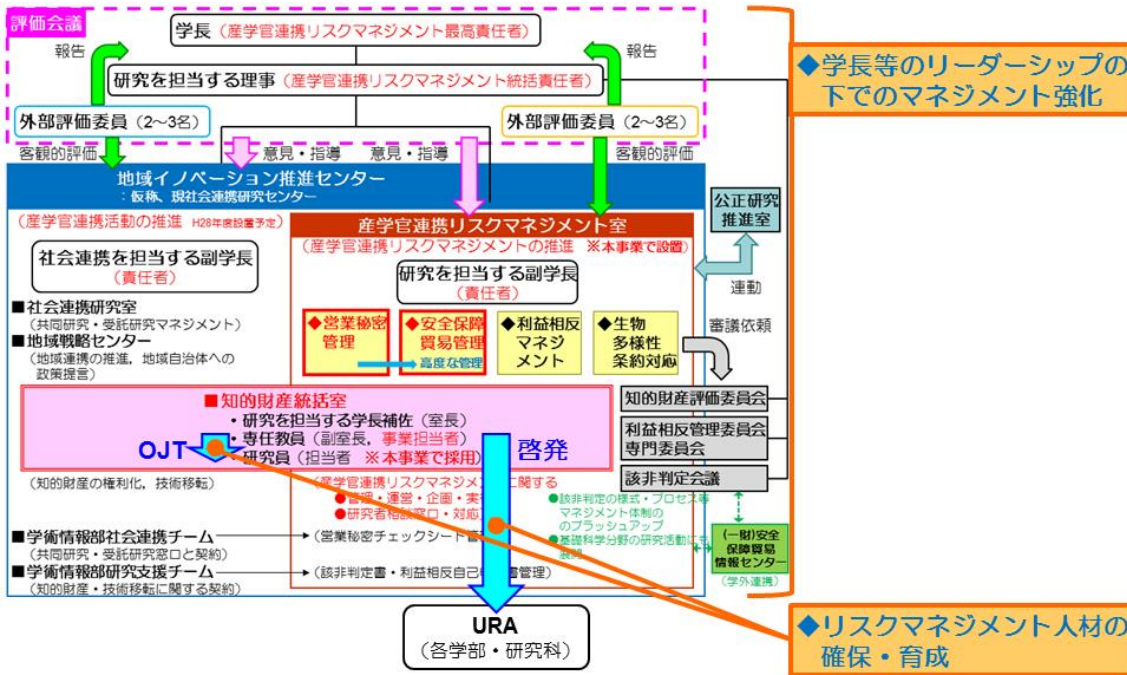


○事業の実施体制の説明

- 学長から権限委譲された**研究担当理事**が所管する「**地域イノベーション推進センター**、(平成28年度設置予定、以下「**推進センター**」)」の内部組織として「**産学官連携リスクマネジメント室**(本事業で設置、責任者：研究担当副学長、以下「**リスクマネジメント室**」)」を設置
- **リスクマネジメント室**では、本事業で取り組む「**技術流出防止マネジメント**」の他、**利益相反マネジメント**等も一元的に実施
- **知的財産統括室**を担当部署とし、推進センターとリスクマネジメント室とを横断することにより、適切にリスクマネジメントされた産学官連携を推進
- **推進センター**(平成27年度は**社会連携研究センター**)、**リスクマネジメント室**それぞれに**外部評価委員**を置き、両組織の活動を客観的に評価
- **学長**は、客観的評価結果に基づき両組織に対して指導

産学官連携リスクマネジメントモデル事業(2)

○構築するモデル(体制)

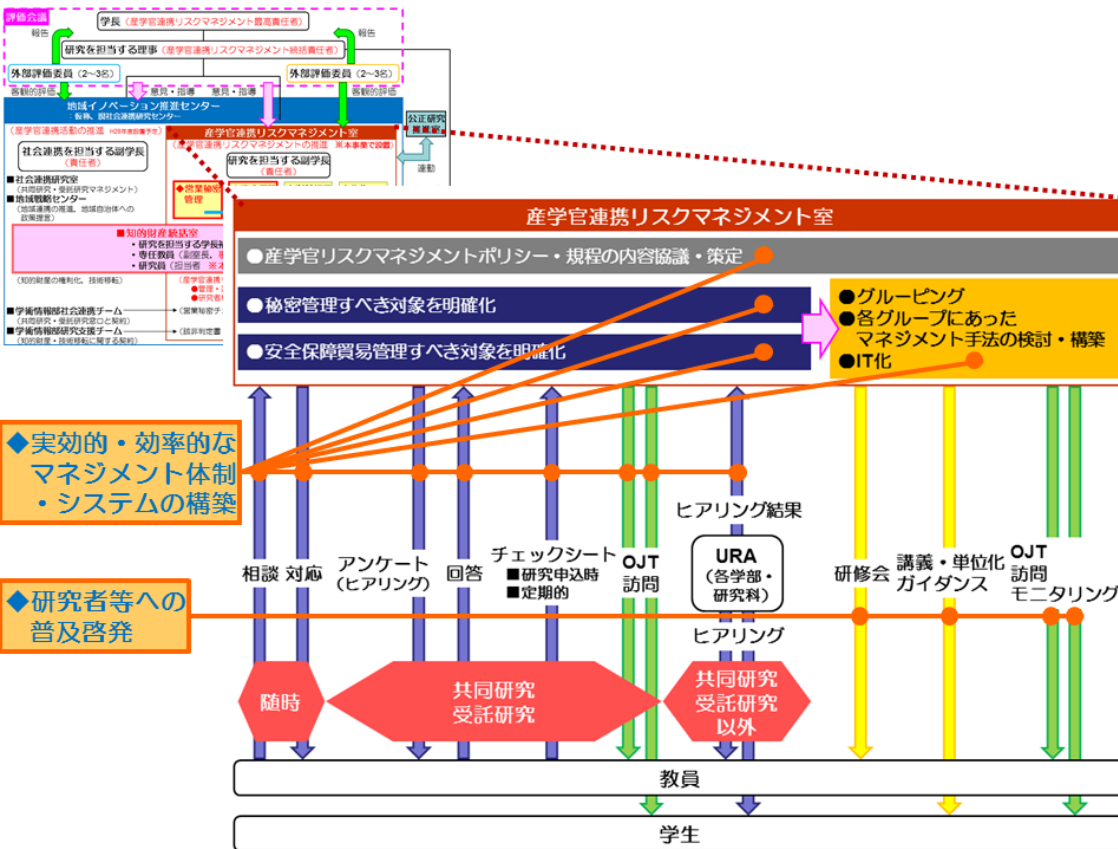


○事業実施内容

- ◆ 学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化
 - 学長等がリーダーシップを発揮してリスクマネジメントを推進するための方策、大学経営層が営業秘密管理に取り組む意義と必要性の十分な理解を促すための具体的方策の検討と実践
- ◆ リスクマネジメント人材の確保・育成
 - 研究者からの技術流出防止対策について、相談対応ができるよう、担当者の配置等の学内の専門人材等の配置と在り方を、その必要性も含めて検討

産学官連携リスクマネジメントモデル事業(3)

○構築するモデル(運用)



○事業実施内容

- ◆ 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築
- 営業秘密管理の方針を示し、各研究者が管理を実践できる環境整備
- 組織として適切な監視活動を行う方策の検討と実践
- 秘密管理すべき対象の明確化
- 求められる管理水準に合わせた管理を実行し得る、営業秘密管理手法の検討。また、管理の度合いに応じた管理コスト・管理負担の把握と状況に応じた営業秘密管理の選択
- 学生に対する秘密管理教育を行うための検討と実践
- ◆ 研究者等への普及啓発
- 営業秘密管理による技術流出防止に取り組む意義と必要性の理解促進、適切な取組を実施できるよう啓発
- 管理レベルごとの具体的なマネジメント手法の例示

産学官連携リスクマネジメントモデル事業(4)

○スケジュール

H27
後期

- 営業秘密管理ポリシーおよび規程の内容協議
- 各研究者からの相談窓口・対応、産学官連携リスクマネジメント室での共有と審議
- 共同研究・受託研究を対象とし、担当研究者にアンケート・ヒアリングによる現状調査を行う
- 共同研究等申込時に、担当研究者からのチェックシート提出義務づけ(試行)
- (一財)安全保障貿易情報センターと連携し、様式、判定プロセス等のブラッシュアップ準備
- 学生に対するOJTおよび講義の実施・単位化の検討
- 学長のリーダーシップの下でのマネジメント体制を構築
- 外部評価委員による客観的評価を行う
- 研究員に対するOJT
- 研究者への営業秘密管理および安全保障貿易管理に関する普及啓発を計画
- 同規模地方国立大学へのアンケート・実態調査を行い、マニュアル化・研修会の準備

H28
前期

- 営業秘密管理ポリシーおよび規程の策定
- 各研究者からの相談窓口・対応、産学官連携リスクマネジメント室での共有と審議
- 上記をより高度な安全保障貿易管理にも展開・対応
- 共同研究等申込時および定期的に、研究者からのチェックシート提出義務づけ(施行)
- (一財)安全保障貿易情報センターとも連携し、様式・判定プロセス等のブラッシュアップ
- 履歴をストックし、状況をモニタリングし、適切なマネジメントを実施
- 学長のリーダーシップの下でのマネジメント体制を運用
- 営業秘密のグルーピングを試み、各グループに最適な管理手法を検討・選択
- 学生に対する講義の実施・単位化(実施)
- 各学部・研究科のURAIに対して啓発を実施
- 先進的大学へのヒアリング実施

H28
後期

- 各研究者からの相談窓口・対応、産学官連携リスクマネジメント室での共有と審議
- 上記をより高度な安全保障貿易管理にも展開・対応
- 共同研究等申込時および定期的に、研究者からのチェックシート提出義務づけ(施行)
- 履歴をストックし、状況をモニタリングし、適切なマネジメントを実施
- 学長のリーダーシップの下でのマネジメント体制を運用
- 営業秘密のグルーピングを試み、各グループに最適な管理手法を検討・選択
- 各学部・研究科のURAIにより、共同研究・受託研究以外についてもヒアリングを行う
- 各学部・研究科のURAIにより、営業秘密管理及び安全保障貿易管理に関する普及啓発
- 研究者への営業秘密管理および安全保障貿易管理に関する普及啓発を実施
- 他の同規模大学等を対象とした研修会、人材受入
- 他の同規模大学等向け導入マニュアル作成
- 先進的大学へのヒアリングに基づくセミナー開催

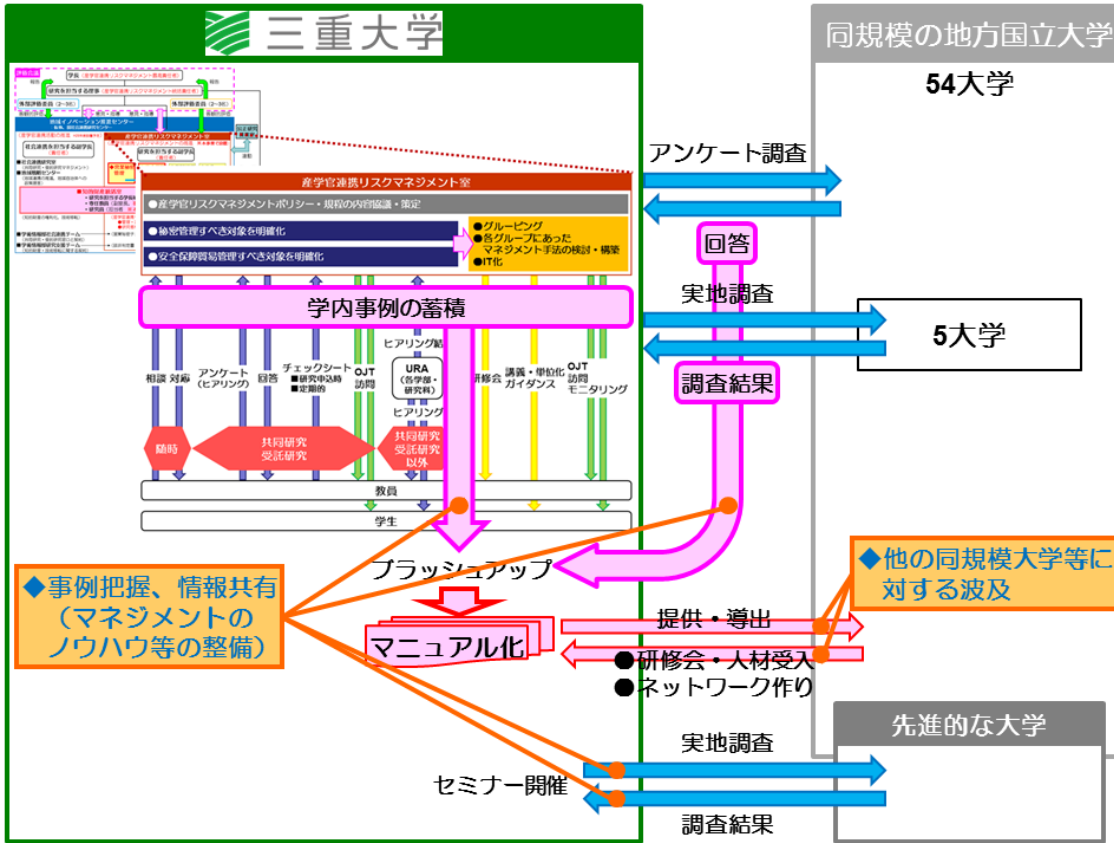
○事業実施内容

- ◆ 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築
- ◆ 学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化
- ◆ 研究者等への普及啓発
- ◆ リスクマネジメント人材の確保・育成
- ◆ 事例把握、情報共有(マネジメントのノウハウ等の整備)
- ◆ 他の同規模大学等に対する波及

産学官連携リスクマネジメントモデル事業(5)

○全国の大学等への普及

○事業実施内容



- ◆ 事例把握、情報共有(マネジメントのノウハウ等の整備)
- 秘密保持契約のベストプラクティス、具体的な管理手法等の事例の蓄積と情報共有
- 特別な状況下における技術流出防止マネジメントの在り方の検討
- ◆ 他の同規模大学等に対する波及
- 「地方中規模大学向けのリスクマネジメント導入マニュアル(仮称)」作成
- 「実務担当者向け教材の作成と研修会(ケーススタディ、複数回、他の同規模大学等を含む全国に開放)」の実施

共同研究・受託研究における営業秘密等の 管理にかかる学内アンケート集計結果（速報）

◆アンケート対象者

平成23年度から平成26年度に実施した共同研究・受託研究の代表者

◆回収状況等

実施件数別

		対象数 (人)	回収数 (人)	回収率
全体		223	156	70.0%
内訳	1～5件	187	134	71.7%
	6～10件	25	17	68.0%
	11～15件	5	3	60.0%
	16～20件	3	1	33.3%
	21件以上	3	1	33.3%

中小企業率別

		対象数 (人)	回収数 (人)	回収率
全体		223	156	70.0%
内訳	0～20%	138	89	64.5%
	21～40%	18	12	66.7%
	41～60%	22	19	86.4%
	61～80%	8	7	87.5%
	81～100%	37	29	78.4%

県内機関率別

		対象数 (人)	回収数 (人)	回収率
全体		223	156	70.0%
内訳	0～20%	127	88	69.3%
	21～40%	13	8	61.5%
	41～60%	18	15	83.3%
	61～80%	8	5	62.5%
	81～100%	57	40	70.2%

1. 共同研究等契約書における秘密保持義務

- ①ほとんどの教員が「知っており、厳守していた」と回答
- ②連携数1～5件，中小企業との連携「少」，県内機関との連携「多」の教員に「何となく知っていた」との回答あり

2. 共同研究等の開始前に「個人・大学」が単独保有していたノウハウ

- ①特に，連携数1～5件，中小企業との連携「少」，県内機関との連携「少」の教員に「あり」との回答あり
- ②ライフサイエンス，製造技術の分野に「あり」との回答が多い

●有用性（⇔非公知性）

- 特許出願したこと 「あり」： 8 件

●非公知性

- 共同研究等の相手先に開示・提供したこと「あり」：17 件
（連携数1～5件，中小企業との連携「少」「同一」，県内機関との連携「少」「多」の教員）
- 第三者に開示・提供したこと 「あり」： 7 件
（NDA「有」・秘密「明示」：3件，NDA「有」・秘密「明示せず」：1件，NDA「無」：3件）

●秘密管理性

- 入退室記録 「あり」： 0 件
- 紙媒体・電子媒体の保管・管理 「特別にせず」： 8 件
- 電子データの保存・管理 「特別にせず」：13 件
- 学外への持出 「あり」：11 件

3. 共同研究等への参画メンバー

- ① 学生の参画が最も多い
- ② 特に、連携数1～5件、中小企業との連携「少」、県内機関との連携「少」の教員に「あり」との回答あり

4. 参画メンバーへの秘密保持に係る指導等

- ① 誓約書等の提出「無」・指導や注意喚起「有」が最も多い
- ② 誓約書等の提出「有」・指導や注意喚起「有」が次に多い

5. 「個人・大学」が保有する秘密情報の管理

- ① 保有する場合、他者への開示・提供の際に「秘等を明示」が最も多い
- ② 「秘等を明示せず」が次に多い

6. 「他者」から開示・提供された秘密情報

- ① 特に、連携数1～5件、中小企業との連携「少」、県内機関との連携「少」の教員に「あり」との回答あり

■ 入退室記録	「あり」	： 4 件
■ 紙媒体・電子媒体の保管・管理	「特別にせず」	： 13 件
■ 電子データの保存・管理	「特別にせず」	： 17 件
■ 学外への持出	「あり」	： 10 件